

おお くま



お知らせ版

2020年6月15日

発行：大熊町役場 総務課 秘書広聴係

大熊町役場

〒979-1306

大熊町大川原字南平 1717

会津若松出張所

〒965-0059

会津若松市インター西 111

いわき出張所

〒970-1151

いわき市好間町下好間字鬼越 18

中通り連絡事務所

〒963-8035

郡山市希望ヶ丘 11-10

※会津若松出張所、いわき出張所は
5月7日に移転しました

通知カードが廃止されました

法律の改正により、マイナンバー「通知カード」は5月25日に廃止されました。通知カード廃止後は、次の手続きができませんので、ご注意ください。

- ①通知カードの住所、氏名等の券面記載事項の変更
- ②通知カードの再交付申請

マイナンバーカードは、通知カード廃止後も引き続き申請できます。申請については、住民課へお問い合わせいただくか、町公式ホームページをご覧ください。

固大熊町役場 住民課 住民係

☎0240-23-7146



■通知カード廃止後のマイナンバーを証明する書類

- ・マイナンバーカード（申請または交付の際、必ず本人が大熊町役場に来庁する必要があります。現在、申請から取得まで約1か月かかります）
- ・マイナンバーの記載のある住民票の写し（郵送でも発行できます）
- ・通知カード（記載内容が住民票と一致する場合のみ）

■通知カード廃止後のマイナンバーの通知方法

マイナンバーが新たに付番された方への通知は、通知カードに代わり「個人番号通知書」を住民票の住所（町民で避難されている方は避難先住所）に簡易書留で郵送します。「個人番号通知書」はマイナンバーを証明する書類としては使用できません。

新型コロナウイルス感染症の影響で国民年金保険料の納付が困難な方へ

固大熊町役場 住民課 国保年金係 ☎0240-23-7143

平年金事務所 ☎0246-23-5611

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し、国民年金保険料の納付が困難になった場合、保険料を免除する制度があります。

詳しい手続きの方法は、年金事務所にお問い合わせいただくか、日本年金機構のホームページをご覧ください。

都市計画の決定・変更のお知らせ

5月19日開催、町都市計画審議会での原案同意の答申を受け、5月29日開催の復興整備協議会に都市計画2案について附議したところ承認が得られました。

このことから、6月2日に復興整備計画を公表し、同日下記都市計画の決定および変更について告示しました。

■告示日

6月2日(火)

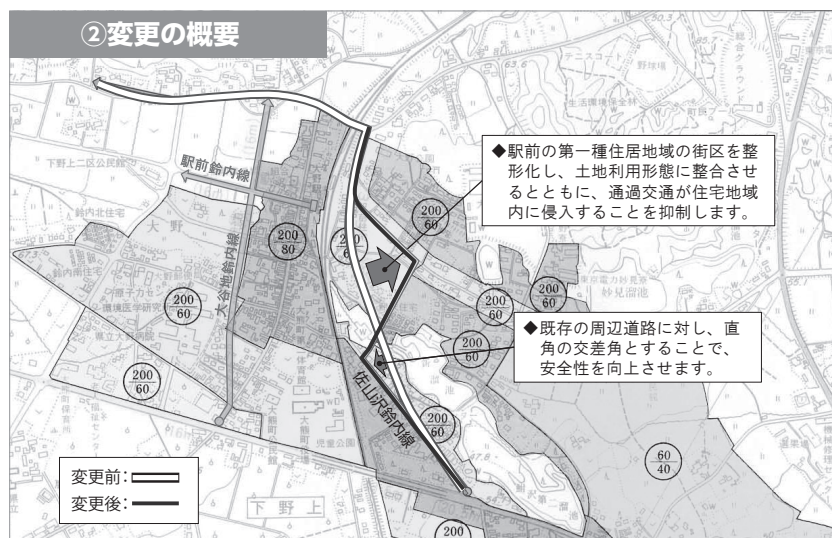
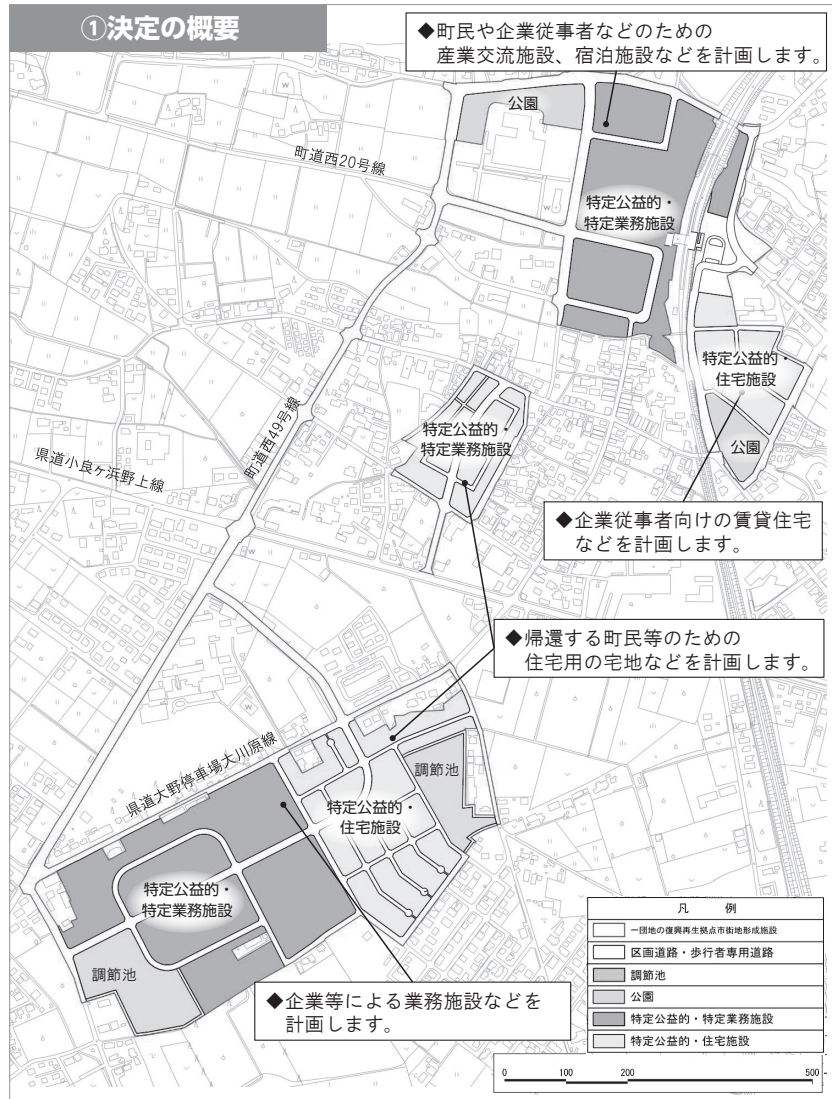
■内容

- ①「富岡都市計画 下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」(大熊町決定)を決定しました
- ②「富岡都市計画 都市計画道路3・5・201号佐山沢鈴内線」(大熊町決定)を変更しました

都市計画図書は復興事業課で縦覧できます。
また、町公式ホームページで都市計画の資料をご覧ください。



問大熊町役場 復興事業課
復興係
☎0240-23-7068



介護保険負担限度額認定申請の受付を開始します

有効期限が2020(令和2)年7月31日までの介護保険負担限度額認定証をお持ちの方に、更新申請の案内を送付しますので、ご確認ください。新規で利用する方はご相談ください。

■該当要件 (以下のすべてを満たすことが必要です)

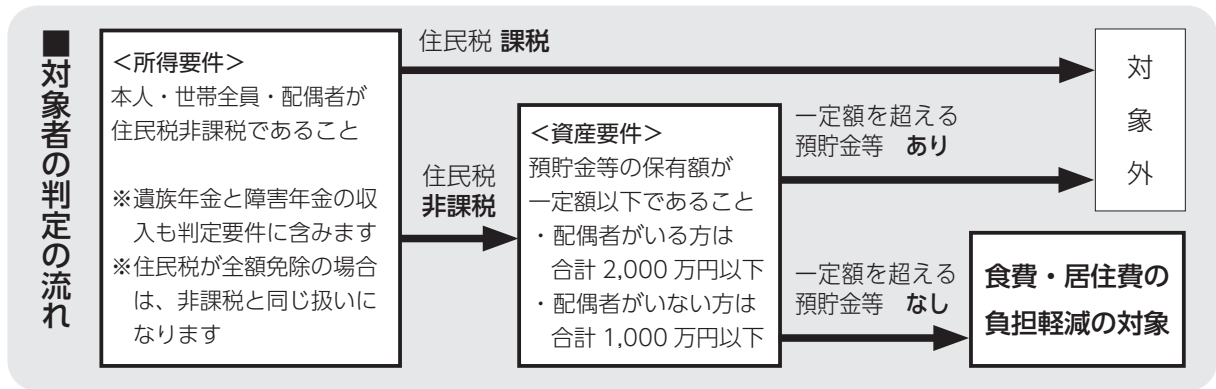
- ①本人と同一世帯の方のすべてが住民税非課税者であること
- ②別世帯の配偶者(事実婚も含む)についても住民税非課税者であること
- ③預貯金等の合計額が、単身者は1,000万円以下、配偶者がいる場合は両者合わせて2,000万円以下であること

《介護保険負担限度額認定とは》

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)や地域密着型介護老人福祉施設、ショートステイを利用すると、介護サービス費用の自己負担分のほかに居住費・食費なども負担することになりますが、所得の低い方については、申請に基づき段階ごとに居住費・食費の上限額(負担限度額)を定め、負担軽減を行っています。

※通所介護(デイサービス)および通所リハビリテーション(デイケア)等の食費は対象外

岡大熊町役場 保健福祉課 介護保険係
☎0240-23-7226



児童手当受給者の皆さんへ

児童手当の給付を受けるには、引き続き受給する要件を満たしているかどうかを審査するため、毎年6月1日現在の状況を記載した「現況届」の提出が必要です。

今年度分の現況届を、受給権がある方に郵送しました。提出がない場合、10月以降の児童手当が差し止めとなりますので、期限まで忘れずに提出してください。

■提出期限

7月1日(水) 必着

■郵送で提出する場合

〒979-1306 大熊町大川原字南平1717 大熊町役場 保健福祉課 子育て支援係宛

※現況届に同封した返信用封筒に切手を貼り付けて郵送してください

■直接持参する場合

大熊町役場 保健福祉課または各出張所、連絡事務所の窓口にて持参してください。

岡大熊町役場 保健福祉課 子育て支援係

☎0240(23)7197

所有者不明の放置車両を移動します

現在、下野上字清水(五差路交差点北側)の歩道上に所有者不明の軽自動車(ダイハツ アトラー)が放置されています。

安全上の観点から、役場旧庁舎の駐車場に移動します。お心当たりのある方は、復興事業課にご連絡ください。

■移動日時

7月上旬

岡大熊町役場 復興事業課 復旧係

☎0240(23)7019

中間貯蔵施設に係る弁護士無料相談会

町は中間貯蔵施設の建設に伴う諸問題に対応するため、弁護士による無料相談会を開きます。

☎7月16日(木)

午後2時~5時

岡大熊町役場 いわき出張所

☎先着3組

☎2週間前まで電話で

岡大熊町役場 企画調整課 賠償対策係

☎0240(23)7643

仮設住宅で使用した物置をお譲りします

応急仮設住宅の撤去に伴い、使用していた物置を無償でお譲りします。希望する方は、注意事項などをご確認の上、お申し込みください。

■お譲りする物置

申込番号	引き渡し場所	メーカー・規格	数量	サイズ (cm) (幅×高さ×奥行)	申し込み先
1	一箕町長原仮設	ヨドコウ・3連続	2	360×215×105	大熊町役場 生活支援課 住宅支援係
2		ヨドコウ・2連続	4	242×215×105	
3		タクボ・単独	8	132×190×105	

■申し込みできる方

- ・被災当時、大熊町にお住まいで住宅を再建（購入、新築）した方
- ・復興公営住宅に入居、または入居が決定している方（管理センターの許可が必要です）

■注意事項

- ・申し込みできるのは1世帯1台です
- ・物置は申込者が引き渡し場所に行って受け取ることとなります（代理者の場合は委任状が必要）
- ・現状引き渡しとなります。動作確認や清掃等はありません。また、物品の取り外しや運搬等の費用は申込者の負担となります。隠れた傷、故障等があっても県、町で責任を負いません。苦情や返品のご希望はご容赦願います
- ・県、町で持ち出しの代行、費用の助成は行いません
- ・申請書を受理後、譲与可否を判断し、審査結果を通知します
- ・応募多数の場合は抽選となります
- ・申請者の生活再建支援を目的としています。物置は申請者がお使いになり、別の方への譲渡、転売等は行わないでください

■申し込み受付期間

6月22日（月）～29日（月）必着
（平日のみ受付）

■物品の引き渡し日

7月中旬（予定）

※日時の詳細は後日ご案内します

■引き渡し場所

- ・一箕町長原地区応急仮設住宅
（会津若松市一箕町松長字下長原 200）

■申し込み方法

申し込み先に申請書を提出してください。申請書は、申し込み先に請求するか、町ホームページから様式をダウンロードしてください。

なお、申請書のほかに次の書類（写し）2点が必要です。

- ①被災証明書
- ②住宅再建等となる住宅を証明する書類

■申し込み・問い合わせ先

〒979-1306

大熊町大川原字南平 1717

大熊町役場 生活支援課 住宅支援係

☎0240-23-7456

町内不動産

登録物件募集中！

問 おおくままちづくり公社

☎ 0240-23-7101

（平日午前9時～午後5時）

町内の土地・建物を

売りたい！

貸したい！

そんなときは公社にご相談ください！

随時相談受付中！
詳細は今回同封した
チラシをご覧ください！

